

# 武蔵野市下水道施設長期包括業務委託

## 優先交渉権者決定基準

令和 5 年 8 月

武蔵野市環境部下水道課

# 目 次

|                    |   |
|--------------------|---|
| 第1章 審査方針           | 1 |
| 1 優先交渉権者の決定方法      | 1 |
| 2 選定委員会            | 3 |
| 3 応募者がいない場合の取扱い    | 3 |
| 4 応募者が1者であった場合の取扱い | 3 |
| 5 失格事由             | 3 |
| 第2章 審査方法           | 4 |
| 1 一次審査（参加資格確認）     | 4 |
| (1) 必要書類の確認        | 4 |
| (2) 参加資格の確認        | 4 |
| 2 二次審査（提案審査）       | 4 |
| (1) 必要書類の確認        | 4 |
| (2) 技術評価審査         | 4 |
| (3) 価格評価審査         | 8 |
| (4) 総合評価点の算出       | 8 |
| 第3章 優先交渉権者の選定等     | 9 |
| (1) 優先交渉権者の選定      | 9 |
| (2) 優先交渉権者の決定      | 9 |
| 第4章 選定結果の通知等       | 9 |

## 用語の定義

| 用語               | 定義   |
|------------------|--|
| 本業務              | : 武蔵野市下水道施設長期包括業務委託をいう。                                    |
| 本市（事務局）          | : 武蔵野市環境部下水道課をいう。  |
| 応募者              | : 本業務に係るプロポーザルに応募する共同企業体をいう。                               |
| 選定委員会            | : 武蔵野市下水道施設長期包括業務委託事業者選定委員会をいう。                            |
| プロポーザル参加<br>申込書類 | : 参加申込時に提出する書類一式をいう。                                       |
| 企画提案書類           | : 企画提案時に提出する書類一式をいう。                                       |
| 共同企業体            | : 複数の企業により構成される企業グループをいう。                                  |
| 構成員              | : 共同企業体を構成する企業をいう。   |
| 代表企業             | : 共同企業体を代表する者をいう。本業務のプロポーザル参加資格の申請、<br>手続きを行い、共同企業体の結成を行う。 |
| 優先交渉権者           | : 本業務の契約の相手方として、選定委員会が選定した者をいう。                            |
| 指名停止             | : 国や地方自治体による競争入札参加資格を停止する措置をいう。                            |

本優先交渉権者決定基準は、本業務のプロポーザル実施要領等の一部として位置付けるものであり、一次審査における参加資格の確認内容を明らかにするとともに、二次審査（提案審査）における技術評価審査及び価格評価審査の評価項目や配点等について、応募者が提案内容等を検討する際の基準を明らかにするものである。

## 第1章 審査方針

### 1 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定に当たっては、民間事業者による複数の業務に係わる技術力やノウハウ等の技術的な提案と価格提案を求め総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

本業務における優先交渉権者選定のための審査は、第一次審査（参加資格確認）と第二次審査（提案審査）がある。

第一次審査（参加資格確認）では、必要書類の確認（プロポーザル参加申込書類の不備の確認）を行い、確認を満了したプロポーザル参加申込書類に対して、参加資格の確認を行う。

第二次審査（提案審査）では、必要書類の確認（企画提案書類の不備の確認）を行い、確認を満了した企画提案書類に対して、技術評価点審査、価格評価審査を行う。

その後、第二次審査（提案審査）の結果を基に総合評価点の算出を行う。

優先交渉権者決定のフローは図-1に示すとおりとする。

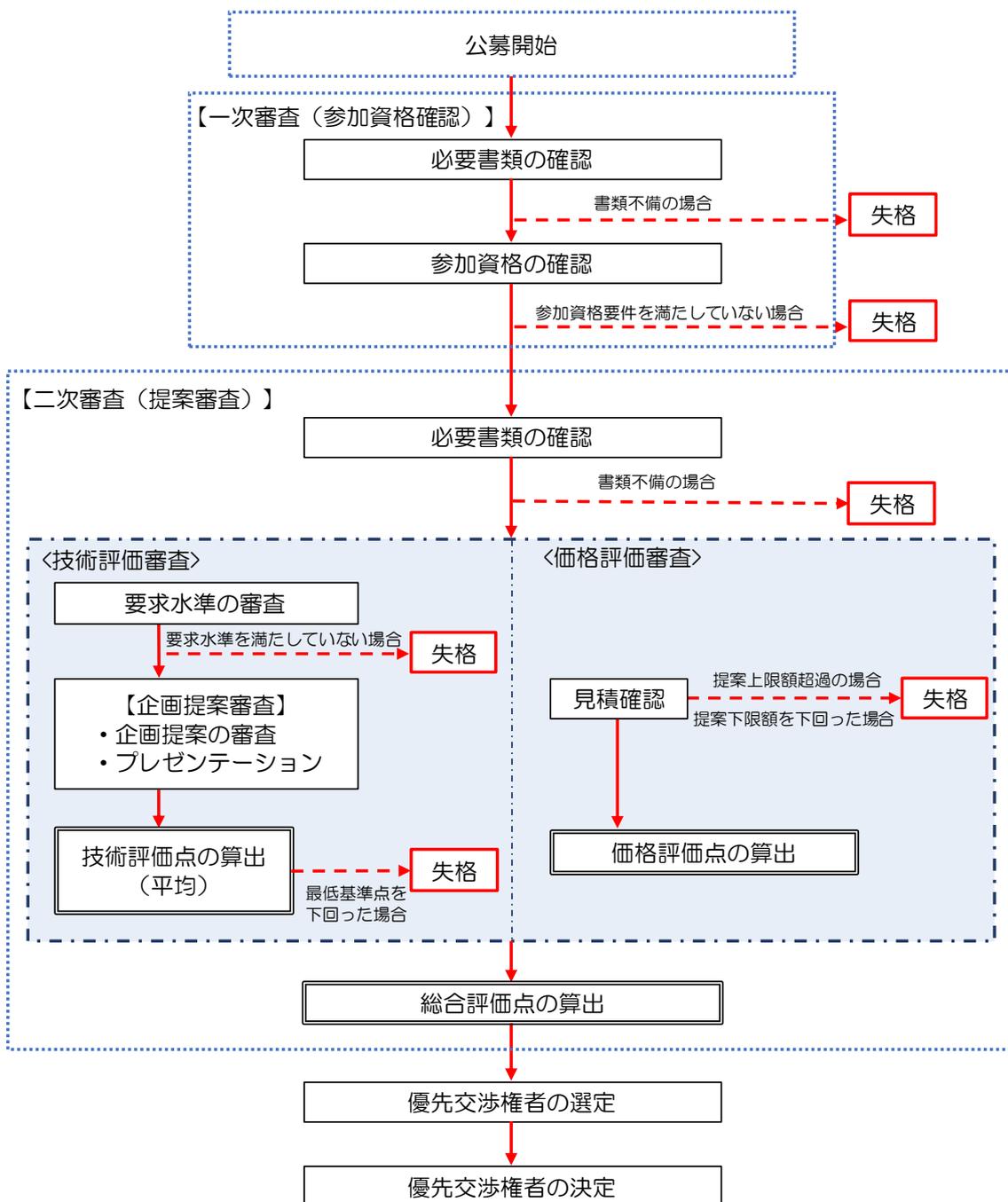


図-1 優先交渉権者決定フロー

## 2 選定委員会

本市（事務局）は、応募者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、公募型プロポーザル方式の適正な実施を図るため、選定委員会を設置する。なお、選定委員会の委員は、委員長・委員からなる5名とする。応募者が、プロポーザル実施要領等の公表から優先交渉権者の選定までの間に、選定委員会の委員に直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は参加資格を失うことになるので留意すること。

## 3 応募者がいない場合の取扱い

応募者がいない場合は、本市はその旨を速やかに本市ホームページにて公表する。

## 4 応募者が1者であった場合の取扱い

応募者が1者であった場合も、本基準に従い審査を行い、技術評価点が最低基準点以上であれば優先交渉権者とする。

## 5 失格事由

応募者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じることとする。

- ① 優先交渉権者の決定までの間に、直接又は間接を問わず、選定委員又は関係者と本業務に関する接触を試みること。
- ② 他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 優先交渉権者の決定までの間に、他の応募者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正な記載をすること。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 第2章 審査方法

### 1 一次審査（参加資格確認）

#### （1）必要書類の確認

応募者から提出されたプロポーザル参加申込書、委任状、参加資格確認書類（会社概要、下水道管路施設の維持管理業務等の受注実績、営業所・作業拠点表、配置予定技術者の保有資格、暴力団排除に関する誓約書）、プロポーザル参加申込書類の電子データについて、プロポーザル参加申込書類提出確認シートを基に全て提出されているか確認を行う。一つでも欠けている場合は、失格とする。ただし、誤字脱字等の軽微な書類の不備の場合及び市が差替え、追加提出等を認めた場合は、この限りではない。

#### （2）参加資格の確認

プロポーザル参加申込書、参加資格確認書類（会社概要、下水道管路施設の維持管理業務等の受注実績、営業所・作業拠点表、配置予定技術者の保有資格、暴力団排除に関する誓約書）について、公募型プロポーザル実施要領に示す参加資格要件を満たしているかについて審査を行い、審査結果を電子メールにより応募者に通知する。参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

### 2 二次審査（提案審査）

#### （1）必要書類の確認

応募者から提出された企画提案書類提出届、要求水準への適合審査シート、企画提案書、企画提案書類の電子データ、価格提案書、価格提案書内訳書について、企画提案書類提出確認シートを基に全て提出されているか確認を行う。一つでも欠けている場合は、失格とする。ただし、誤字脱字等の軽微な書類の不備の場合及び市が差替え、追加提出等を認めた場合は、この限りではない。

#### （2）技術評価審査

##### ① 要求水準の審査

全ての様式に対して要求水準に沿った提案がなされているか審査を行い、一つでも要求水準を満たしていない提案があった場合は失格とする。

##### ② 企画提案（技術評価点）審査

###### A 企画提案審査

企画提案審査は、要求水準の審査を通過した応募者の企画提案書に示された提案内容について、選定委員会が審査を行う。技術評価点が最低基準点を下回った場合は失格とする。なお、最低基準点は審査結果公表時に開示するものとする。

###### B プレゼンテーション

要求水準の審査を通過した応募者は、選定委員会に対しプレゼンテーションを行い、委員からの質疑に対応すること。質疑では、提出のあった企画提案書に対して、不明瞭点等を確認する。プレゼンテーションにおける企画提案書に対する修正点や補足事項の数等は、審査の対象としない。

なお、プレゼンテーションの詳細については、一次審査通過者を対象に別途電子メ

ールにおいて通知を行う。

ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容についてパワーポイントを使用して具体的に説明するものとする。

イ) プレゼンテーションは、一次審査通過者の1応募者あたり60分以内（説明20分、質疑応答40分）を予定している。なお、一次審査通過者の数によって変更する場合がある。

ウ) 出席者及び説明者は10名以内とする。企画提案書の説明は、統括責任者が行うこと。質疑応答についても、統括責任者が回答することを原則とするが、各業務の詳細に関する質疑については、各業務に従事する主任技術者についても回答を許可する。なお、応募者である共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。

エ) プレゼンテーションの日時と場所

日時：令和5年12月21日（木）

場所：武蔵野市役所西棟8階 812会議室（予定）

オ) プレゼンテーションの順番及び開始時刻

プレゼンテーションを行う順番については、別途くじにより決定し、令和5年12月上旬に一次審査通過者ごとに開始時刻とあわせて電子メールにより通知する。

カ) プレゼンテーション時における質疑応答の取扱い

プレゼンテーション時に選定委員からの質問に対する応募者の回答については、企画提案書の一部として取り扱う。

キ) 注意事項

- ・プレゼンテーションは、審査の公平性・競争性を確保する観点から、対面形式で行うものとする。
- ・プロジェクター、スクリーン、マイクは本市（事務局）が用意する。パソコン、その他説明に必要なものがある場合は、応募者が用意すること。
- ・提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認められない。
- ・当日、追加資料等（パワーポイント等の説明資料を除く。）の配布は認めない。

## C 審査方法

表1に示す評価項目について審査を行い、点数をつける（選定委員一人につき、800点満点とし、各選定委員の評価点の平均を技術評価点とする。）。

なお、評価項目、評価の着眼点及び配点係数は以下に示すとおりとする。

表 1 評価項目

| 評価項目      |                    | 様式No                                       | 評価の着眼点   | 配点<br>係数   |   |
|-----------|--------------------|--|--|--|---|
| 大項目       | 中項目                |  |  |  |   |
| 業務実施能力・体制 | 地域精通度              | IV-4                                       | ・応募者の構成員として、武蔵野市内における下水道管路施設（ポンプ施設を含む。）に関する委託業務及び請負工事の受注実績について評価する。  | 6  |   |
|           | 技術力の評価             | IV-5                                       | ・応募者の構成員として、下水道管路施設（ポンプ施設を含む。）における官民連携事業（PPP）の受注実績について評価する。  | 4  |   |
|           | 配置予定技術者の実績         | IV-6                                       | ・各種業務における配置予定技術者の下水道管路施設（ポンプ施設を含む。）に関わる実績について評価する。   | 4  |   |
|           | 業務実施体制             | IV-7                                       | ・業務実施体制（従事する業務、企業名、配置する全ての技術者名）について評価する。<br>・配置予定技術者が複数業務を兼務する場合は、各業務の履行に影響のない体制であるかについて評価する。                  | 4  |   |
|           |                    | IV-8                                       | ・同一業務を担当する構成員同士、及び別業務を担当する構成員同士の円滑な連携（連絡手法等）が図れるものとなっているか評価する。   | 4  |   |
|           | 安全管理・危機管理に関する提案    | IV-9                                       | ・業務上の安全管理について評価する。<br>・業務において想定される作業中の事故（第三者への事故等を含む。）等のリスク低減に対する安全管理等の対策について評価する。<br>・上記リスク発生後の対応方法等について評価する。 | 4  |   |
|           | 地域貢献に関する提案         | IV-10                                      | ・地域産業の持続性確保の観点から、応募者の構成員として、武蔵野市内に本店、営業所等を有する構成員の数について評価する。  | 4  |   |
| IV-11     |                    | ・下水道に関する啓発や美化活動等の地域に対する奉仕活動等の取り組みについて評価する。 | 4  |  |   |
| 業務提案内容    | 各業務の要求事項に対する考え方や提案 | 統括管理業務                                     | IV-12  | ・本市及び共同企業体の構成員との効率的な情報共有方法等の提案について評価する。<br>・長期包括業務委託の試行導入における課題の分析手法、抽出した課題及び課題対応策の取りまとめ方法等について評価する。<br>・各業務において得られた情報の整理・管理方法（電子媒体・紙媒体等）について評価する。 | 8 |
|           |                    | 計画的維持管理業務                                  | IV-13  | ・各業務における効率的な実施方法の提案について評価する。   | 4 |
|           |                    | 住民対応等業務                                    | IV-14  | ・現地確認時の対応・手順（安全確保、異常有無の判断、対応班の要請、本市と連携した住民対応方法等）について評価する。<br>・迅速かつ効率的な実施方法（陥没事故等が発生した際の緊急連絡体制やバックアップ体制、資機材の確保等）について評価する（休日・夜間を含む）。                 | 6 |
|           |                    | 問題解決業務                                     | IV-15  | ・現地確認時の対応・手順（安全確保、臭気発生有無の判断等）について評価する。<br>・臭気における発生源の特定方法・手法について評価する。  | 2 |
|           |                    | 改築業務（設計）                                   | IV-16  | ・調整結果及び現地の状況を踏まえた、施工方法の選定方法について評価する。   | 2 |
|           |                    | 改築業務（工事）                                   | IV-17  | ・改築業務の施工から完了まで、現場状況等及び施工規模に応じた円滑な業務遂行が可能となる体制等となっているか評価する。<br>・現場状況、条件に適合した施工管理（工程管理、安全管理等）の基本方針について評価する。<br>・改築工事における品質確保の方法について評価する。             | 6 |
|           |                    | 計画策定支援業務                                   | IV-18  | ・本市下水道ストックマネジメント計画の見直しの視点と対応の考え方について評価する。<br>・本市の下水道ストックマネジメント計画に基づいた効率的かつ効果的な点検調査計画及び修繕改築計画の策定の考え方について評価する。                                       | 6 |

| 評価項目      |                 | 様式No  | 評価の着眼点  | 配点<br>係数 |
|-----------|-----------------|-------|---|----------|
| 大項目       | 中項目             |       |   |          |
| 技術継承      | 技術継承に関する<br>提案  | IV-19 | ・武蔵野市職員への技術継承・技術力向上に関する取り組み方針について評価する。  | 4        |
| プレゼンテーション | 取組姿勢・コミュニケーション力 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の下水道施設の現状把握や本業務の目的、内容等の理解が十分になされているかについて評価する。</li> <li>・統括責任者の管理能力について評価する。</li> <li>・企画提案の説明や質問に対する応答が適正になされているかについて評価する。</li> </ul> | 8        |

#### D 評価基準

表2に示す評価基準により、技術評価点を算出する。

表2 評価基準

| 評価 | 評価基準                                       | 得点化方法    |
|----|--|----------|
| A  | 当該評価項目について、創意工夫があり、具体性及び実行性等がある優れた企画提案である。 | 配点係数×10点 |
| B  | 当該評価項目について、具体性及び実行性等があるやや優れた企画提案である。       | 配点係数×8点  |
| C  | 当該評価項目について、具体性がある企画提案である。                  | 配点係数×6点  |
| D  | 当該評価項目について、要求水準を最低限満たす企画提案である。             | 配点係数×4点  |

#### (3) 価格評価審査

提案価格が提案上限価格を超過していないか、改築工事の提案価格が提案下限価格を下回っていないかについて確認する。提案価格が提案上限価格を超過した場合及び改築工事の提案価格が提案下限価格を下回った場合は失格とする。

提案価格について、下記の方法より価格評価点を算出する。なお、提案価格には消費税及び地方消費税を含めず、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで求める。

また、選定委員会に対しては価格評価審査の可否のみを開示し、価格評価点については優先交渉権者の選定時に開示するものとする。

$$\text{価格評価点 (200点満点)} = (200\text{点}) \times (\text{最低価格} \div \text{提案価格})$$

#### (4) 総合評価点の算出

価格評価審査及び技術評価審査の結果を基に総合評価点を算出する。

総合評価点は以下のとおり決定する。なお、総合評価点は、小数点以下まで求める。

$$\text{総合評価点 (1000点満点)} = \text{技術評価点 (800点満点)} + \text{価格評価点 (200点満点)}$$

### 第3章 優先交渉権者の選定等

#### (1) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。また、総合評価点が次に高い者を次点交渉権者とする。

総合評価点が最も高い提案を提出した者が2者以上あるときは、技術評価点の点数が高い者を優先交渉権者とし、技術評価点の点数も同点であった場合は、当該者にくじを引かせ決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該応募事務に関係のない本市職員が代わりにくじを引き、優先交渉権者とする。

#### (2) 優先交渉権者の決定

本市（事務局）は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### 第4章 選定結果の通知等

本市（事務局）は、優先交渉権者が決定した後、速やかに応募者全員に電子メールにより通知し、本市ホームページでも公表する。また、選定過程の透明性を確保するために必要な資料についても本市ホームページで公表する。なお、選定結果について、電話等による問い合わせには一切応じない。